

騒音に関する環境基準の地域類型の指定

地域			備考
A類型	B類型	C類型	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	別図のうち、実線で表示した区域

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号のにより定められた地域をいう。
- 3 別図は、省略し、宜野湾市市民経済部環境対策課に備え置き、閲覧に供する。